

令和3年10月1日から登録申請書 受付開始！

# 消費税 インボイス制度講習会

免税事業者の方は特にお気を付けてください  
～対応しないと今の取引先と取引停止の恐れがあります！！

## ご案内

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等（10%と8%に区分して記載した請求書等）に代えて、インボイス（税額票）である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本講習会では、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすくご説明いたします。是非ご参加を下さい！ ※受講料は無料。

日時 令和3年9月29日(水曜)  
午後2時～午後3時30分

場所 田原市商工会館 2階研修室

講師 山本健次税理士事務所  
税理士 山本 健次 氏

申込 下記申込書によりFAXで9月21日  
(火)までにお申し込み下さい。

## 講座内容

1. インボイス制度とは
2. インボイス制度導入のスケジュール
3. インボイス方式に変わることによる影響と対策
4. インボイス制度は免税事業者こそ影響が大きい

主催

田原市商工会

田原市商工会 行き(本所TEL22-6666・FAX23-0419、支所TEL45-2000・FAX45-3706)

## 2021.9.29 『消費税インボイス制度講習会』受講申込書

事業所名	
出席者氏名	出席者氏名